

独立行政法人改革等に関する分科会第2WG
第3回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、「独立行政法人改革等に関する分科会第2WG」の第3回会合を開催いたします。皆様方には御多用中のところ御出席頂き、誠にありがとうございます。

本日は、文部科学省所管の8法人からヒアリングを行います。どうぞよろしくお願い致します。

まず、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。事務局からお願い致します。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。会議の資料と致しまして、資料1の大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教育研修センターの8法人の資料がございます。よろしくお願い致します。

参考と致しまして、宿泊・研修施設についての調査票もあわせてお配りをいたしております。稼働率等のデータでございます。よろしくお願い致します。

○座長 ありがとうございます。

それでは、各法人のヒアリングに入ります。本日は、文部科学省所管の8法人からヒアリングを行います。

まず最初に、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センターの3法人からヒアリングを行います。府省・法人の方に入室頂きますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、
国立大学財務・経営センター 入室)

○座長 本日はお忙しいところ、文部科学省ほか、皆様おいで頂きありがとうございます。

冒頭12分以内で主務省から御説明を頂いた後、30分程度の質疑を行わせて頂きます。

なお、御説明の中では、法人シートの様式6の2.の「個別法人の組織の在り方について」に記載された内容を簡潔に御説明頂ければ、法人概要等の御説明は割愛して頂いて結構でございます。特に御説明の必要のあるところを重点的に話し頂ければと思います。時間は12分ということでございますので、よろしくお願い致します。

それでは、文部科学省、御説明のほどよろしくお願い致します。

○文部科学省 文部科学省でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、着席して説明をさせていただきます。

お手元に資料をお配りさせて頂いておりますので、それに基づいてと考えております。大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター及び大学入試センターの3法人について、一括して御説明をさせて頂きたいと考えてございます。説明の途中で、略称等を使わせて頂くことがありますので、その点は御了承頂ければと思っております。

各法人の業務内容につきましては、お手元の説明資料の1ページから3ページのとおりでございますけれども、今、座長からお話しございましたように、各法人の概要については省略をするようにということでございますので、そうさせて頂きたいと思っております。

これらの3法人、それぞれ御説明は致しませんけれども、各法人の業務の対象であるとか、あるいは内容、それから業務の実施方法が、それぞれ大きく異なっているということをぜひ御理解を頂ければと考えております。

資料の4ページをお開き頂ければと考えております。資料の4ページにございますとおり、平成19年の閣議決定におきましては、機構（大学評価・学位授与機構）と財経センター（国立大学財務・経営センター）、この2法人がそれぞれの調査研究機能の独自性を維持しつつ、密接に連携し、高等教育分野における評価や財政等の総合的な調査研究を実施する観点から統合することとされたところでございます。

5ページでございますけれども、昨年の閣議決定におきましては、5ページにございますとおり、各法人の連携を踏まえつつ、法人を再編するという閣議決定の基本的な考え方の中で、大学連携型法人として統合し、大学の入口から出口までの質保証に係る業務を総合的に行うという観点から、機構と入試センターを統合し、廃止した財経センターの業務を承継するものとされたところでございます。これらの閣議決定につきましては、現在、いずれも凍結されているところでございますけれども、改めて閣議決定当時と現在を比較・検討をしてみますと、大学の質保証という点につきましては、現在、安倍内閣の中で教育再生ということが重点課題になっているわけでございますけれども、その急速な進展が求められる中で、状況に変化が生じていると認識をしております。

大学評価・学位授与機構につきましては、ここに記しておりますように、グローバル化の進展によりまして、我が国高等教育の国際通用性が重視をされる中で、国公私を通じた高等教育の質保証機関として国際的役割を果たすための業務が質・量ともに、今、増加をしているというところでございます。

財経センターにつきましては、事務事業の見直しを通じまして、国立大学の施設費貸付事業、施設費交付事業といった、国が確実に実施すべき業務に特化する機関として、独立行政法人評価、事業仕分けなどを踏まえまして、徹底した合理化・スリム化を行ってきたところでございまして、十分な効率化を進めてきていると考えてございます。

また、大学入試センターにつきましては、この法人が実施をいたしております大学入試センター試験の在り方も含めまして、現在、教育再生実行会議において、大学入試のあり方を議論しているところでございまして、今後、取りまとめられる提言を踏まえて、中央教育審議会において、その具体的な改善方策について更なる検討が行われる予定という状況になってございます。

これら3法人につきましては、今後も単独で存続させつつ、それぞれの業務の効率化、事業の見直しをさらに徹底的に進めていきたいと考えているところでございます。

具体的には、大学評価・学位授与機構につきましては、高等教育の質保証、あるいは生涯学習体系の確保という観点から、その役割がますます重要になっていくものと認識をしております。6ページになりますが、ここに世界的な高等教育圏の動向ということで、資料をお示しをさせて頂いておりますけれども、現在の高等教育の趨勢と致しまして、例えば

欧州をご覧頂きますと、欧州全域の、各国の質保証機関の協力によりまして、学位の共通枠組みを作ろうという、「ボローニャ・プロセス」と言われておりますけれども、これが進行しております。

アジア地区におきましても、例えば近いところで言いますと、今月の1日なのですけれども、ASEAN+3の高等教育質保証フォーラムが、実務者級のワーキング・グループと連動する形で、日本で開催をされております。教育再生実行会議でも、大学のグローバル化が最重要課題として提起をされておまして、大学評価や学位授与は、国内行政だけでなく、欧米諸国と同等の水準を早急に確保する必要がある。また、アジア諸国において、枠組み構築に指導性を発揮していくことが急務となっております、こうした業務の遂行に力を注いでいきたいと考えているところでございます。

7ページでございますけれども、こうした国際的な動向に加えまして、左側に種々提言等、記してございます。教育再生実行会議、あるいは「第2期教育振興基本計画」におきまして、大学の質保証システムの確立ということが政府の方針として示されているところでございます。

また、その左下でございますけれども、産業界、大学関係者あるいは海外の質保証機関の長などで構成されます機構の外部評価検証委員会から、戦略的・重点的に業務を充実・強化させることについての提言も受けているところでございます。

こうした背景を踏まえまして、機構と致しましては、第3期中期目標期間に向け、4つの基本方針を掲げまして、事業体系の再構築を図ることとしております。具体的には、業務の効率化を図りながら、従来の評価事業、学位授与事業に加えまして、今申しましたような質保証、国際通用性の向上、こういう大学等連携業務を「質保証連携事業」と位置づけるなど、新たな課題をしっかりと受けとめた事業展開を図っていきたいと考えております。

また、財務・経営センターにつきましては、8ページになりますが、国立大学法人、とりわけ附属病院が担います人材養成、研究、診療という重要な役割があるわけでございますので、それが適切に果たされるように、施設・設備の整備を着実に実施することが求められております。8ページでございますとおり、平成24年度に行われました財務省、あるいは会計検査院の監査、検査におきまして、法人の出資状況に即した審査基準等の改善を求められております。こうした状況も踏まえまして、第3期中期目標期間に向けて、事業のさらなる適正化を図りたいと考えております。

具体的には、審査機能の充実による貸付事業の充実、交付業務の充実、これらを着実に実施することで、医学分野での教育・研究と、診療の改善ということを図ってまいりたいと考えております。

大学入試センターでございますけれども、先ほど述べましたとおり、法人が実施する大学入試センター試験のあり方を含め、教育再生実行会議において、大学入試の在り方を議論しているところでございます。

一番最後の 11 ページになりますけれども、教育再生実行会議におきまして、大学入学者選抜用の試験だけではなく、高等学校での学習到達度を確認する共通試験を実施するということが、現在議論をされております。新聞報道でも非常に大きく扱われているところがございますけれども、仮に大学入試センターが両方の試験の業務を担うということになった場合には、高等学校の質保証にかかる業務も担うということになりますので、大学連携型としての位置づけも含めて見直す必要が生じるのではないかと考えてございます。

したがって、大学入試センターにつきましては、入試改革についての議論を行っている教育再生実行会議が今後取りまとめる提言等を踏まえまして、中教審でも具体的な改善方策について検討が行われる予定でございますので、こうした検討状況を見極めた上で、組織のあり方について検討することが必要であると考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入らせて頂きます。委員の先生から御質問、御意見よろしくお願いたします。

○委員 それではまず、大学入試センターについて、今の御説明ですと、今、教育再生実行会議等でいろいろ議論があるところだということは承知しておるのですが、いつぐらいに何が固まるというロードマップ的なものは、お手元に何かございますでしょうか。

○文部科学省 文部科学省でございます。

現在、御議論頂いているものにつきましては、一番後ろのところでございますように、第 13 回目までの御議論を頂いております。大臣からも、10 月中ぐらいまでには、この提言をまとめていきたいというお話が出ておりますので、恐らく近々に、まずこの教育再生実行会議の議論がまとまるかと思っております。それに引き続く形で、中央教育審議会ですらに具体的な議論を進めて頂くという状況でございますので、中教審の御議論を開かせて頂きましてから、ロードマップ等につきましては、御説明できるような状況になるかと理解しております。

○委員 それはそれで非常に理解ができるのですが、今すぐなかなか議論しづらいという外部的環境があるということなのだと思いますけれども、議論がしやすくなった段階で再度議論をするということだと思いますので、今後のために考え方を整理しておきたいのですが、大学入試センター自体は、今、国費の投入がなくても回っているということが 1 つであり、今後ここの質保証をやるかやらないかというところが入ってくると、議論がまだ不明確ではありますけれども、例えば大学のために行う試験、大学の入試は、もともとはどういう学生をとるかというのは、各大学が、少なくとも過去は決めていた。それが共通テストとかという時代があって、こうなってきたということなのですが、もとに戻して、大学ごとに自由にやらせるという選択もあるだろうし、自由にやらせないにしても、独立行政法人という形でなくても、国費を投入しなくて済むのであれば、文部省さんの傘下に財団法人みたいなものを作って、英検ではないでしょうけれども、試験を受ける方の手数

料というか、その報酬で、今やっている業務を賄って頂けるような形という、いろいろなやり方もあろうかとは思いますが、そもそも今、独立行政法人でなければできない、ないしはするべきではないとお考えの理由について、御説明を頂けますか。

○文部科学省 幾つか複数御質問が含まれていたかと思えますけれども、まず、私どもがセンター試験を実施するに至った経緯と致しまして、そもそも大学がそれぞれ入試をしていたときに、非常に難問、奇問が出されて、高等教育のレベルに対してあった問題がなかなか出せていなかったという問題が指摘をされていたことがございます。この共通のレベルをきちんと認識するようなテストがやはり必要だろうということで、共通一次試験というのが初めは導入されたわけですけれども、当時は5教科7科目ということで、国立・公立が全部参加しておりましたので、今度は次の問題としては、序列化というような、大学が全て同じ点数で上から下まで並ぶような問題が出ましたので、ここを解消するために、共通の、今度は入試センター試験という形に、平成2年から変えたという歴史的な経緯があるわけでございます。

現在では、この試験、国公立大学の全ての大学と私立の9割ぐらいの大学が参加しております、受験生は54万人余り、大学進学希望者の7割が受験するという大変大きな試験でございますので、こういったような試験を非常に公正・中立に、そして機密性を守って実施するというところに、国の関与の重要性というところがあると考えておまして、そのような大きな試験であるということから、独立行政法人という形態で現在行っているという理解をしております。

独立行政法人でやらなければいけないのかという御質問かと思っておりますが、独立行政法人のそもそもの定義から致しましても、要件があるかと思っております。独立行政法人の要件は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共的見地から確実に実施されることが必要な事務事業」ということがまず1点目でございます。2点目が「国自らが主体となって直接に実施する必要はない」ということ。そして3つ目は「民間の主体に委ねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるもの、または一の主体に独占して行われることが必要であるもの」、そして4つ目が「効率的かつ効果的に行わせるものである」、このような特徴があるというふうに、独立行政法人制度を理解しているわけでございますけれども、大学入試センター試験は、まさにこれに合致したものと理解しておまして、公共の安定性の観点からも重視されるべきものですし、国が行う必要はございませんけれども、民間に委ねた場合には、例えば障害者への配慮あるいは僻地での実施、あるいはインフルエンザとか、東日本大震災とか、こういった非常事態が起きた場合に、確実に実施されるかどうかという点も担保する必要があるということ、そして共通に行われていることによって、大学も、一定のレベルの確保というところに対しても非常に重視しており、効率的に行うことができていると思っております、こういった意味において、独立行政法人制度が最も合致した制度ではないかと思っております。

それから、自己収入という意味で、今、運用されている部分は、現在算定では約 58 億円程度を各大学が自己負担をして、その上で成り立っているという理解で考えております。ですので、仮にこれが民間に負担して頂くということになりますと、約 1 万円ぐらいは検定料のほうにはね返ってくるのではないかと試算をしております、現在、3 教科受けて頂いた場合は 1 万 8,000 円という検定料なのですが、これが 2 万 8,000 円というような検定料になるとしますと、生徒さんへの負担も大変大きくなるということを心配をしております、この点が担保されない場合には、この辺は難しいのではないかと考えておりますので、今、交付金ゼロでできているということが、民間に移行した場合もできるということはないのではないかと理解しているということでございます。

以上でございます。

○委員 今の最後のところなのですけれども、独立行政法人でないと大学は負担ができないと言っているのですか。

○文部科学省 現在の法律上、大学が共同で実施する試験という位置づけをして頂いております。これは、大学入試センターの設置法の中で書いてあるわけなのですけれども、仮にここがなくなった場合、本来、大学が共同で実施するというのが、法的な根拠も失いますし、それから自己負担しているところを、例えば民間のほうで負担してくれという声が起きかねないということを懸念しているところでございます。

○座長 今おっしゃられた部分は、民間のほうで負担してくれというのは、どういう意味なのでしょうか。今、負担している大学がそのままの負担ではなくて、私立の学校だけが負担しろとか、受験生が負担しろという声が、どこから起こるのですか。

○文部科学省 実際、大学の場合には、こういったものを搬入するときの職員であるとか、あるいは機密性を保つための部屋の確保であるとか、あるいは受験当日、雪が降った場合のいろいろな対応であるとか、こういったところに大学の先生方であるとか、あるいは問題の作成というような点についても、さまざま行っているわけなのですけれども、この御協力が得られるに当たって、かなり廉価でとってはあれですけれども、一定の金額はお払いしておりますけれども、大学も共同で実施するという観点から、自ら御負担頂いている部分もあると思っております。

逆にこういった経費は、本来かかっておりますので、民間で実施されている場合に、では大学ではもう一切負担しないという話が出てきた場合には、ではその民間の団体はどこで負担するのかということになるということでございます。

○委員 各大学から寄附金を出してもらったり、各大学がみんなで作るような財団法人にすれば、要するに、法人格の問題だけのような気がするのですけれども、特別法に基づく独立行政法人と、財団法人になった瞬間に、全てが変わるという説明が、何となくピンとこないのですけれども。

○文部科学省 基本的には、先ほど来申し上げているように、試験のそもそもの経過から言っても、御案内したと思っておりますけれども、大学入試は高等学校以下の子供たちの教育に

非常に大きな影響を与えるということがあって、そのためにこれまでもこういう議論は、常に内閣直属の委員会みたいなところでずっとやっているわけです。それだけの公共性があるから、各大学もいろいろな面で、試験問題の作成から、当日の監督に至るまで協力をしてくださって、国の仕事だということ協力をしてくださっているという側面がありますので、独立行政法人の先ほどの定義ではありませんけれども、そういう点を考慮した場合には、独立行政法人という、まさに国の業務として実施をする形をとらせて頂いたほうがよろしいのではないかと、我々としては考えているということでございます。

○事務局 入試センターでつくる問題の内容について、文部科学省の政策的な反映というか、先ほどのお話だと、ちゃんと実行されなければなりません、だからちゃんとした独法でなければいけませんということなのでしょうけれども、そのつくる問題の内容について、文部科学省が政策的にコントロールするものなのですか。

○大学入試センター 大学入試センターです。

大学入試センターの試験は、学習指導要領に準拠してつくることになっておりまして、その学習指導要領の内容は、文科省が告示で作るということですので、文科省がセンターの問題の内容を見るということは直接はもちろんですけれども、指導要領を通じて、文科省の政策が具体的に問題とか、教科、科目の内容とかに反映されていくという仕組みでございます。

○事務局 でも、学習指導要領に従うべしというのは、別に独法でなくても財団法人の形態でも学習指導要領に従うべしという制約はかけられるものなのではないかなと思うのですが、そこはどうなのでしょう。

○文部科学省 基本的には、今回独立行政法人という形態ですので、中期目標、中期計画、そういったところにもきちんと関与はしておりますので、どういうことが適正に行われているかという評価も、私どもはできております。財団法人の形態になった場合、中期目標計画のような確認の作業、あるいは評価といったようなものは行えないという理解しております。

○座長 よろしいですか。少し制度的な建てつけの話と、ある意味では国の関与する部分の話が、少し行き違いではないですけれども、もちろん公共的な見地はあるのですが、入試というのは、基本的に大学が主体となって行われるものであって、その社会公共的な要請について、より効率的に、便宜的にある仕組みをつくって実行していこうというスタンスではないのでしょうか。もうちょっと国が本質的に関与して、入試センターの利用の仕方というのは、大学それぞれで選択できるのですね。ということは、むしろその幾つかの大学で全然利用しないというようなことは、もし国が入試そのものについて公共的な行政で行いたいという非常に強い意志があるのであれば、勝手にそこから外れられても困りませぬ。

基本的な考え方は、大学が主体的に行われるものの、多少支援的な組織として存在しているのではないのでしょうか。そうでなければ、文科省の行政範囲内としてやるのならば、

抜けていいところと抜けてはいけないところなど、私には、にわかには理解できない。そこまでの行政目的があって、独法というものを使うということのほうがわかりやすい。もしそうだとすれば自然に捉えられるのですが、先ほど、大学の協力が無いというのは、主体が変換してしまっている話で、そこに参加する大学は当然協力することを前提に、そのある組織ができていくし、本当は今の独法もそれをより入試という実行行為の中で便宜性を上げて、効率性を上げて、こういう形のほうがより社会的にという、いろいろな批判に対して、だから、皆さんが主体的に、批判に対して社会公益性を高めていると考えていたのですが、これは非常に行政的な指導性の高い、規範性の高い行為をしているのかというところがわからなくなってしまったのですけれども。

○文部科学省　そこは、大学の特質というものが影響しているところが多分あって、大学の入学試験というのは、大学の業務が基本なのですが、公共的になぜ関わっているかという、先ほど来申し上げているように、そのこと自体が、もちろん個々の大学によるのですが、言ってみれば、何年か前の未履修問題ではないのですけれども、学習指導要領と同等、あるいはそれ以上の高等学校以外の教育に対する規則性を持ってしまっているという現実があるわけです。その中で、特に国立大学について言えば、我々、強制はできませんけれども、国立大学のほうでこの試験を使おうということについての合意があるわけですので、そういう枠組みの中で、例えば学習指導要領もそのまま全部使っているわけではなくて、その中で高等学校の入学者選抜に必要な部分を、我々として特定をして、それでその枠組みの中で実施をするというような意味での、やはり国の政策の実施という観点での役割があるわけですので、少し異議があるかもしれませんが、その点、ぜひ御理解頂ければありがたいと思っております。

○座長　おっしゃられる意味はわかるのですけれども、こちらは逆に、国立大学にしても、これを御自身たちが主体的にお使いになってという思いがあるとするれば、先ほどの御説明の、組織制度が変わったときに御協力が得られにくいところについて、ちょっとすんなりとは腑に落ちづらいところがあったものでございますから、感じはちょっと違うかもしれませんが、そのような感じでございます。

○事務局　行革のほうの検討については、民でできることは民でという観点から積極的に検討することになっておりますので、そちらのお立場は公共性もあるのだから独法でもいいではないかというお話なのだと思うのですけれども、我々は、独法でなくてもできるではないかという議論で、そのところは多分視点が随分違うのではないかなと思います。

○座長　ありがとうございます。

そのほかの法人も含めまして。

○委員　評価・学位授与機構と財経センターについてですけれども、今日頂いた資料を拝見しますと、平成19年の閣議決定、平成24年の閣議決定のときと大分事情が変わったのだというふうに、資料4ページ、5ページでお書き頂いているのですけれども、少なくとも平成24年1月からそんなに変わったのかなというのが、1年半ぐらいしか経っていない

ので、グローバル化の進展というのは、多分平成より前からずっとグローバル化は続いていて、どこで区切って見るかという断面を今と比べると、平成24年1月とは違うというのは、違いはわかるのですけれども、根本的にそんなに違うのかなというのが、ちょっとぴんとこなかったもので、何が本当に違いがあるかというところを説明を頂けますでしょうか。

○文部科学省 文部科学省でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、冒頭、若干御説明させて頂きましたけれども、最近の大きな動きとして、例えば大学入試につきましては、安倍内閣で作られた教育再生実行会議において大学入学者選抜を含む、高大接続についての議論がまさに行われ、まだ途中ではありますが、現在のところかなり大幅な制度改正を行おうとしているということがございます。それから、大学の質保証につきましては、確かに今まで何もなかったのが突然出てきたという話ではもちろんございませんけれども、世界的な動きがあり、その中で、ごく最近の話としましても、例えば6月に閣議決定されました教育振興基本計画の中でも、国際的な枠組みの中での大学の質保証ということが非常に大きな課題となっていますし、それから同じものの中でも、日本の大学評価というものをまだまだ見直していく必要がある、先ほど国際的通用性という話をしましたけれども、そういう課題がまだまだあるという段階でございます。そういったものに対応していく必要があるということが、主なところでございます。

○座長 よろしいですか。

○委員 この先は、大学業務の効果にいきますか。

○座長 今回は、この見直しはそれぞれの個別業務もございますけれども、組織の話というのをまず出させて頂きながらということですのでよろしいと思います。

○委員 評価・学位授与機構と財経センターの両方の法人さんに個々の業務があって、まだ詰めなければいけないところがあるというのは、当然そうだろうと思いますが、ただ、それは2つの法人で分かれてやらなければいけないのかという問題が、問題の関心事としてございます。というのは、今まで2回閣議決定をして、いずれにしても統合、2回目のほうは、1つのほうは廃止して、一部残さなければいけない業務だけを残すという言い方なのですが、ただいずれにしても、評価・学位授与機構と財経センターは、2回閣議決定で統合する方向になっていて、双方の法人格が1つになれば、ものすごく大きなシナジーがないとしても、どうしても管理部門とか、総務部門みたいなところは、2つが1つになれば省力化できるものも当然出てくるというのは一般的な知見でありますから、2つを統合することにもものすごく支障があって、それで例えば大学評価ができなくなるおそれがあるというような弊害があればまた別途考えなければいけない気もするのです。もともとは文科省の政策目的であるものなので、2つを一緒にすると、いや、できなくなるという話がなかなか考えにくいと思いますので、この2つの統合の件については、どちらかというと文科省ないしは、法人のほうから御検討は願えないのでしょうか。

○文部科学省 ちょっと1点だけ御説明させてください。当初、この2法人のうち財経センターも、実はかつては国立大学法人等の財務及び経営に関する調査研究を行っておりま

した。当然、機構は現在でもいろいろな調査研究を行っております。平成19年のときには、どちらも調査研究を行っているということで、それらを独立性を維持しながら連携していくというメリットがあるならと、実はメリットの一つとして考えておったところでございます。ただ、その点については、財経センターは、その後非常に合理化を進めまして、現在は調査研究事業を行っていない。したがって、その当時に期待していたというか、思い描いていたかなり大きなところが消えてしまっているところがございます。

あとは、先ほど御説明させて頂いたように、業務内容とか業務実施方法が相当違いますので、どうメリットがあるのだろうかということを、我々は感じているところがございます。

○文部科学省 文部科学省でございます。

今の話に補足させていただきます。今、申し上げましたように、閣議決定が2度あって、決まったことはきちんと認識しております。その上で、当時、御指摘のございました法人については、その後、事情の変化が出てきているというのが、先ほど申し上げたことでございます。

一方で、財務・経営センターの側の現状を申し上げますと、今、話の中にもありましたが、財務・経営センターの組織体制につきましては、さまざま見直しの要請がございまして、既存事業を徹底して見直してまいりました。その結果、先ほど申し上げましたように、今、調査研究部門がないということに加えまして、人員も非常にスリム化しております。最小限の効率的な体制というところで、国立大学法人の病院の貸し付けですとか、施設の交付事業をこなしているところがございます。

一方、そのようにスリム化しておりますけれども、今、業務の質が低下しているということはないと思っております。このあたりは、文科省の独立行政法人の評価委員会でも評価を頂いているところがございます。一方で、財務・経営センターのほうも非常に効率的な体制ができておることとございまして、ほとんど事務に重複がないことに加え、スリム化ができておまして、そのようなことから2つの法人が統合することで大きなメリットがあるかということ、効果はいかがでしょうかということとございます。

○委員 今の点でございますが、重複がないからシナジー効果がないというお話でしたが、国立大学財務・経営センターは、結果的に、今小さくなっているのですが、そこに理事長等々役員がついているということになります。

以前から、ずっと独法に関わって参りまして、この財経センターについては、常に申し上げてきたことなのですが、一独法である以上、どうしても役員が存在するというのもありますから、削減したための効果が全くないということはありません。重複していないということですが、法人でも、さまざまな業務をやっている法人は幾らでもございまして、重複していないのであれば、財経センターがなさっている業務を評価・学位授与機構と合体した法人の一つの部門でおやりになれば、別に逆の弊害はないと思われまますので、そう

すると、メリットがある以上は統合すべきだということになるのが、自然の姿だと思いますが、いかがでしょうか。

○文部科学省 先ほどは業務の観点で申し上げました。確かに、非常にスリム化しているということで、御指摘のように、そうしますと相対的に管理部門がということには自然になってくるのだらうと思います。ただ、非常にスリム化して、効率的・合理的にやっているということで、一方で、今、ガバナンスもいいという評価も受けていることもございまして、そのようなことから単独で存在することに大きな支障が今あるわけではないと思っておるわけでございます。

○文部科学省 今申しましたけれども、私どもはそういう考えで、これまでの経緯の中でいろいろ御指摘を頂いている中で、ある種、我々のひいき目かもしれませんけれども、必要最小限の体制になっているので、効率性という点では、随分御指導頂いてまとまってきたのではないかと考えているので、その体制のもとでぜひという考え方があるわけです。他方で、今日御説明させて頂きましたように、これまでももちろん2度の閣議決定があるわけですが、その中で国会でのいろいろな御議論なども踏まえて考えてみると、大学改革というものを進めていく上で、どういうメリットを見出すのかというのは一つのポイントかなと私どもも思っていて、そのときに、先ほどから申し上げておりますように、教育再生会議の中で、やはり大学入試の問題もありますし、あるいは日本の大学の国際通用性というのを早急に高めなければいけないのだという強い要請もあるわけですので、そういうそれぞれの法人が目指している業務の機能をまず充実するほうに我々としては専心をさせて頂ければありがたいと考えているわけでございます。

○委員 財経センターと一緒にになると、評価・学位授与機構の国際通用性重視ということができなくなるという御説明になりますか。それは関係ないのではないかとと思われるのです。なぜかという、業務の重複もなく、確かに財経センターは非常にスリムで、それなりに効率的にやっつけらっしゃるというのはわかりますが、どうしても小さいのでございまして、管理部門があって、理事長もいて、役員もいてという、小さいところでもそういう役職の方がいらっしゃるの、少なくともその分は統合すれば一部は減ります。業務的に重なりもないので、それによって大学評価・学位授与機構の今後の進め方に支障が生ずるとするのは考えにくいと思いますので、ここはお考え頂ければと思います。

○座長 多分、このお話は、過去ずっとされてきた話で、ここでもう一度させて頂くのも非常に心苦しいのですけれども、今、委員の御質問の中でも、何かデメリットがあるのかという、引き分けどっちみたいところがあって、シナジーはないという御説明いつも頂くのですが、では逆に、デメリットもそれほどはないのではないかと部分もあるような気がいたします。

こんなにマイクロな話はもう何度もやった話になるのですが、例えば管理、独立行政法人という制度のもとで管理するためには、今や主要業務と同じぐらいの総務の方がおられざるを得ない。これは多分、どうしてもいろいろな業務実績報告書をつくり、いろいろな仕

組みの中では、法人が努力されても仕方がない部分というのはおありだと思っております。こういう部分を少しほかと一緒にされて、むしろ主要業務をより充実されるほうが法人のためにもなれるような気が、第三者的にはするもので、常にこのお話が出てくるもので、ぜひ今回の改革は、非常に建設的に、よりパフォーマンスが上がる方向で考えたいということもございますので、少し御検討して頂ければと思うのでございますけれども、何分よろしく願いできませんでしょうか。

○委員 大学評価・学位授与機構ですが、先ほどの過去の閣議決定と変わったところということで、ここに国際的役割を果たすための業務が質量ともに増加していると書かれているのですが、学位授与機構の業務は、本当に拡大しているのでしょうか。そういう位置づけがあり得るのかというのが、非常に疑問なのですが、グローバル化は前からあったとは思いますが、特にやらなければいけないということで、質を強化しているという御説明であればわかるのですが、この量というところで、学位授与機構のなさっているさまざまなことがございますが、それが量として本当に拡大してよいのかという独法のそもそも論があると思います。基本的には、もし本当に質をこのように高めていくための、重要な質の保証機関として存在するというのであれば、なるべくそれ以外のところ、例えば評価でも、ほかの民間の評価機関がやっているものも沢山ございますから、そういうところと並んでやるものについては退き、ここの本当に重点を置くべきところに特化するとか、そういう形で、質の重点化を図るべきだと思うのです。単に量を拡大するというのは果たしてよいのかという感じがしたので、もっと目標をきちんと定めて、民にできることは、評価であっても、現実にもう民がやっているわけですから、そこからはもう撤退する、そして本当にやらなければいけないグローバルのところの質を高めていく、そのようにミッションを明確になさったほうがよいかと思っております。

○文部科学省 文部科学省でございます。

今のお話ですけれども、確かにとりわけ国際関係のことについていえば、まずは引き継ぐといいますか、重要性が高まっているというのが第一でございます。それに伴ってやらなければいけない仕事があるということでございます。

それから、認証評価の件でございますけれども、認証評価自体は、前からこれも御指摘頂いていまして、我々のほうとしても、実を言いますと、民間の評価機関でできる分のウェートを増やせないかという、団体を作りたいという方の相談に乗ったり、こちらから既存の認証評価機関に出かけて行って、拡大することはできませんか、そのためには何が必要なのだろうというお話もさせて頂いています。これまでにそれを積み重ねてきて、例えば、短期大学についてもやらなくなったということもございます。実はついこの間もそれをやりましたけれども、今の時点では、拡大したいという意向はあるのだけれども、なかなか体制とか、財源とか、ノウハウとか、そういうハードルがまだあるということで、それは徐々に連絡をとりながら進めていくことかなと思っております。

それから、大学評価自体についても、先ほど申し上げたように、教育振興基本計画とか、去年の8月の中教審の答申などでも、そもそも日本の大学評価のあり方自体をもっと直していかないといけないということは言われております。そういったところから、日本の認証評価自体をいわば国際的にちゃんと通用するものに改善していくということのために、今の時点では、機構がそれを牽引していくという役割が、ほかの民間評価機関からも期待されているというのが、現時点では実情かと思えます。ただ、大きな方向としては、先生のおっしゃる方向だと私も思っています。

○座長 ありがとうございます。個別事業に関しましては、まだお聞きしたいこともあるやに思いますが、本日、そろそろ時間も来ましたし、また組織の見直しという観点ではお話を大分進めさせて頂いたと思えますので、こちらの委員の質疑はこの辺にさせて頂きませんが、事務局から何か補足的に伺いたいことはございますか。

○事務局 2法人の統合というのは、統合の是非とともに、財経センター自身が非常に単独ではもう立っていかないのではないかとという問題意識が皆さんあるのだと思うのです。そういう中で、やはりどういうふうに将来的な法人の在り方を考えるかということで、主務省としてもきちんとお考えを頂きたいと思えます。ぜひ御検討頂くということで、よろしくお願いをしたいと思います。

○座長 よろしくお願いをいたします。

○文部科学省 いろいろ御指摘を承ったわけでございます。もうこれ以上繰り返すことはしませんけれども、法人の効率性をもっと上げられるのではないかと御指摘をいろいろ承りました。私どもも、まさに大学改革のためにどういう体制がいいのかということで、御説明をさせて頂いたわけですので、御指摘承りましたけれども、私どものほうの考えもぜひ御理解頂けないかなと思っております。よろしくお願います。

○事務局 統合が大学改革のマイナスになるということはないです。また、専心させて頂きたいというお話はありましたけれども、統合話があると、大学改革の足を引っ張ってということはありませんか。

○座長 それでは、これを持ちましてヒアリングを終わりたいと思えます。文部科学省及び法人の皆様方におかれましては、御対応ありがとうございました。なお、必要に応じまして、資料提出等をお願いすることもあるやに思えますので、その節にはよろしくお願いをいたします。

それでは、これで終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

(文部科学省、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、
国立大学財務・経営センター 退室)

○座長 次に、日本学生支援機構からヒアリングを行います。府省・法人の方に入室して頂きます。しばらくお待ちください。

(文部科学省、日本学生支援機構 入室)

○座長 本日は御多用中のところ、文部科学省ほか皆様おいで頂き、ありがとうございます。

それでは、冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、20分程度の質疑を行わせて頂きます。御説明は、法人資料様式6の2ポツ、「個別法人、組織のあり方について」に記載された内容について御説明を頂くこととし、時間が限られておりますので、業務内容の説明は省略して頂いて結構でございます。それでは、5分ということで、非常に申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

○文部科学省 それでは、日本学生支援機構について御説明をさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

お手元に資料を配らせて頂いているところでございます。

1ページでございます。「日本学生支援機構の概要」でございますけれども、概要というよりもむしろこの上でございますように、「教育振興基本計画」であるとか、それだけではなく、日本再興戦略の中でも奨学金の充実、あるいは留学生交流の促進ということが謳われているということでございます。そのような中、奨学金貸与、留学生支援、学生生活支援の3事業を総合的に実施をいたしまして、学生への支援を直接に行う学生支援ナショナルセンターとして活動を行っているところでございます。

2ページでございますが、機構の奨学金貸与事業についてでございます。奨学金の貸与規模を大幅に拡大しておりまして、貸与人員は、直近10年間で約2倍に増加をしているという状況でございます。

3ページでございます。今、申し上げましたように、貸与規模が非常に大きく増加をしているわけでございますけれども、その中で奨学金の貸与年代について、各方面から御指摘を受けてきたところでございます。これを受けまして、機構に有識者会議を設置し、その点を踏まえて、上に書いてございますような各種の回収促進策を講じてきております。下の左側のグラフにございますように、現中期目標期間における総回収率の目標を設定しているわけでございますけれども、その点についても、25年度までが中期目標期間でございますけれども、24年度に達成済みという状況でございます。また、下の右側のグラフになります。貸与規模が拡大をいたしました結果として、延滞者の人数については、全体としてやや増加傾向にあるわけでございますが、これは延滞期間が3カ月未満の短期の延滞者の増加ということでございます。それが主たる要因でございます。延滞期間がむしろ3カ月以上の長期の延滞者については、機構といたしまして、延滞の長期化を防ぐために早期の段階からの回収促進策を講じておりますので、近年は減少傾向にあるという状況でございます。

次に4ページでございますが、留学生支援事業でございます。ここにございますように、教育再生実行会議の第三次提言を含めまして、日本人留学生を12万人、外国人留学生を30万人に増やすということが示されているわけでございます。

そして5ページになりますが、日本再興戦略におきましては、意欲と能力のある若者全員への留学機会を付与するための新たな仕組みの創設が求められておりまして、日本学生支援機構もその重要な一翼を担うことになるわけでございます。

6ページでございますが、このような環境を踏まえまして、まず日本人の学生の海外への送り出し、これを6万人から12万人に増やしていこうということでございますけれども、この資料は、表題でございますように、グローバル人材育成コミュニティの形成についての資料でございます。文部科学省におきましては、新たに国、企業、大学が協力いたしまして、奨学金の拡充によりまして、留学費の負担軽減を図るとともに、事前研修、事後研修、そして日本人学生の海外留学をきめ細かく支援するグローバル人材育成コミュニティをつくりまして、社会全体で海外留学を支援する仕組みを築き上げていくことを考えておりまして、機構はその主たる役割を担うということにしております。

7ページでございます。外国人留学生の受け入れにつきまして、30万人を目指しているわけでございますけれども、留学生30万人計画が平成20年に策定しておりますが、そこでの機構と文科省の取り組みの全体像をここで記している次第でございます。グローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指すということでございまして、その達成のために日本留学への誘いから、卒業終了後の社会の受け入れの推進というところまでの一貫した取り組みということでございます。この各ステージにおいて、機構は留学情報の発信、日本留学試験の実施、日本語教育の充実、帰国した外国人等のフォローアップなど、重要な役割を担っております。

留学生施策に関して、受け入れ、送り出しとともに政府の方針として大幅な増員ということが求められておりますので、施策ごとに断片的な支援となっていたものを1つのパッケージとして、国と機構が両輪となって指導をしていくということで、この1つのものが欠けてもその達成は難しいと考えております。

8ページでございますが、学生生活支援事業でございます。機構における支援事業の全体像を示したものでございます。近年、学生の求める支援ニーズの増加・多様化、そして社会が大学等に求める役割も拡大しているわけでございますけれども、機構といたしましては、学生と直接接する大学等をしっかりと支援していくということで考えてございます。ただ、個別の大学等における学生支援は、各大学等において、その本来業務として取り組まれるべきものでございますので、例えば障害を有する学生への支援の方策など、専門的な知識やノウハウが必要となる業務、大学ごとの取り組みには限界がある課題などに集中して機構は取り組むと考えております。

例えば、障害を抱えた学生は昨今増加をしているわけでございますが、左下でございますように、各大学等においても、その対応が求められておりまして、この分野について十分な支援を行っていきたい。機構において、障害学生修学支援ネットワークの構築、あるいは全国規模のシンポジウムの開催など、事業の一層の選択と集中を行っている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○座長 御説明ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。委員の皆様、御質問等よろしくお願ひいたします。

○委員 資料の2ページに、貸与規模が大分拡大してきているという中で、3ページを見てみると、総回収率はむしろ中期計画の中では実現されましたということで、何となくいいようにも見えるのですが、よく考えてみると、平成20年度の金額よりも平成25年度のほうがグロスの金額が大きいのので、総回収率は上がったかもしれないけれども、延滞債権額という回収できない金額のほうは恐らく拡大しているのだと思うのですが、その点について2つ疑問があるのが、まず、2ページのような、この後ずっとこういう右肩上がり続けられる御予定なのかどうか、それが持続可能なのかどうかという点が1つと、他方、3ページであるような、回収率は上がったけれども回収金額が拡大しているとした場合に、ではどういう方法があるのか。また、3つ目の質問として、では何でそんなに回収できないのか、回収できないというより回収できないような金額を貸している可能性がないのかという点なのですが、それは、真に必要な人に必要な金額だけを貸しているのか、必要な金額プラスアルファを貸していて、結局、借りすぎて返せなくなっているのかというその問題もあるのですけれども、その3点について御説明頂けますか。

○文部科学省 それではお答えいたします。よろしくお願ひします。

まず、2点目に御指摘頂きました、奨学生の数について右肩上がりだという御指摘でございます。御指摘のように、特に平成11年度以降、これは有利子の奨学金の制度について、より借りやすく、あるいは資金の投入をふやす結果として急激に増えていっております。ただし、もちろん18歳人口等については、現在も横ばい状態ということもありますし、それから、現在の大学の進学率、それから現在の貸与率を比較しましても、この状態では、今後さらにこの傾向として増えていくかということ、我々として決してそういうふうには思っておりません。もちろんこれは、今、貸与率が実績で申し上げますと、大体大学・短大で38%程度なのですけれども、今現在の基準のもとでは、奨学金の貸与を希望される方には貸せているという状態でありますので、それがよほど大きな経済的な要因、リーマンショックのようなものが起こらない限りは、現在の水準は、ほぼ十分な形で貸せている状況だと私は思っております。ただし、これは有利子と無利子あわせての数字になりますので、我々としては、有利子ではなくて無利子にシフトしていきたいということで来年度の概算要求を出した結果として、2ページのグラフでは、真ん中の有利子のグラフは下に下がって、無利子は増えているという状況になっております。

それから、いろいろな回収の考え方でございます。御指摘のように、3ページ目のグラフの下に書いてありますように、3カ月というのはリスク管理債権として考える場合に、3カ月未満で現状においてはとにかく延滞状態にさせない、実際に3カ月未満の延滞者の方に全部電話をしていますけれども、電話をしてみると、「私は延滞状態だったのですか」

と、自分自身が延滞状態になっていることを知らない方もいらっしゃいます。そういったことで、とにかく3カ月を越えて延滞させない、そういった取り組みを JASSO が平成 21 年度以降強化しております。

結果として、有利子・無利子をあわせまして、今、返還開始して1年目については、もう96%以上の返還率までできておりますので、今後はとにかく長い期間の延滞者を増やさない、長い期間の延滞者については、法的措置についても、現在順次行っておりますので、そうしたことを通じて、延滞状態についてはなくしていくという取り組みをしまいたいと思っていますし、さらに、今、無利子は奨学金の一部にしか導入しておりませんが、所得に連動して返済できる仕組みというのは今回拡大していくという検討をしております。これは、いわゆるマイナンバー制度が導入されて、個人の所得が捕捉されやすくなるということが前提ではありますが、少ない金額でも必ず返すということを徹底していくことを、今後強化していきたいと考えております。

それから、3つ目の質問の、実際に貸与する金額であります。これは、今、無利子でありますと、学部レベルで有利子であれば12万円、所得が少ない方については、無利子と併用貸与されている方も一部いらっしゃいます。これについては、もちろん大学で毎年、適格認定ということを行っております、大学の事務局のほうで学生さん全員に対して、この学生さんが本当に借り続けることが適切かどうかという認定をしています。そういった中で、本人の年収等についての確認をして、アルバイトであるとか、仕送りであるとか、そういうことを含めて、本当にあなたはこれだけ借りの必要があるのかということを確認した上で、必要に応じて、もっと少ない金額、減らすような指導もしていただいております。ただし、これはさらに徹底する必要がありますので、JASSO においても、大学に対する講習会、これは毎年開催しておりますし、それから大学においては、学生さんに対する講習をきちんとやって頂くと、そういったことは、先日、私もある大学に行ったところ、もっと JASSO に来てほしいという話もありましたので、そこは一層強化していきたいと思っています。

○委員 回収率が上がっているのは、やはり個人信用情報機関への登録を始めてから大分上がってきているということですか。

○文部科学省 平成 21 年度以降、さまざまな回収を強化するための取り組みを進めております。具体的に申し上げますと、平成 21 年度にコールセンターを設置して、これは外部委託をしているのですが、電話での督促を始めましたし、それから民間の債権回収会社への委託、さらに平成 22 年 4 月から、延滞 3 カ月以上の方には、個人信用情報機関への登録ということをお伝えしますし、さらには返還誓約書というのを、従前は返還を開始してから署名してもらったのですが、貸すときに返還誓約書に本人にちゃんと署名をして頂く、こういった取り組みを進めております。確かに、個人信用情報機関への登録というのは、1 つの大きなことになっていると思いますけれども、ただ、それだけではなくて、督促の架電でありますとか、そういったさまざまなことを組み合わせた結果として、

3カ月以上の延滞状態になる、つまり多重債務になるのを防ぐようになっているのは、功を奏していると我々は考えております。

○委員 外部委託については、私も以前かかわったことがあります、確かに電話で単に督促するようなことは独法の職員がやる必要がないので、できるだけ効率的に今後もやって頂ければと思うのですが、やはり奨学金の貸与規模がこれだけ大きくて、拡大もしているわけですが、そうするとこれだけのお金を扱っているのであれば、返済管理とか資金管理業務というところについては、強化していくことが必要となると思うのですが、内部ガバナンスの構築というのは、どのようなお考えで、どのように政策的に構築をなさっているというのがございましたらお願いします。

○文部科学省 御指摘のように、学生支援機構は独立行政法人でありまして、今期でちょうど第2期中期計画が終わります。当然独法ですから、一定の運営費交付金の金額についての合理化、それから組織についての合理化も随分進めてきております。そうした中で、御指摘のように、今の JASSO は大きな3つの事業があって、奨学金、留学生、学生支援、そういう3つの事業がある中で、重点化していくということで、例えば学生支援の事業については、かなり合理化をしてきています。あるいは、留学生についても過去の仕分け等の指摘を受けまして、留学生の情報提供についても縮小しています。それに加えて、特に奨学金については、奨学事業の事業部、例えばこれは平成22年8月なのですが、従来1つの奨学事業部として取り扱っていた部を、奨学金の事業を、貸すほうと、それから債権管理をするほうときちんと分けて、貸与した後に回収が、責任を持った組織で、担当の部長のもとでできるようにと、そういった感じのことを進めています。

○委員 ほかの業務との関係は、独法としての効率化ということだと思いますが、伺いたかったのは、まさに資金管理業務としての内部ガバナンスの話だったのですが、わかりました、結構です。

今、ほかの業務を整理と言われたと思うのですが、こちらの法人はほとんどが、事業の支出額の99%奨学金貸与事業ですね。残りというのは、何と申しますか、差が激しいので、やはりできるだけ奨学金貸与回収業務をきちんと充実してやって頂くという意味での、奨学金業務への重点化が必要だと思うのですが、そういう観点で、今何か進められていることなのですか。

○文部科学省 お手元の資料の1ページ目に、奨学金貸与事業1兆2,394億円、それから留学生支援事業132億円ということで、金額ベースで申し上げますと、御指摘のように90%というふうに見えるのですが、奨学金の事業はものすごく効率的な体制で運営しています。実際に、例えば、採用段階についても、これは全国の高校から予約採用というのを取り入れる仕組みもございますし、それから、大学の在学採用という仕組みにおいても、全国の大学と連携して行っておりますので、貸与している金額はものすごく大きいのですが、毎年ルーチンとしてできている事業がございますので、金額ほどの業務が常に発生しているというわけでもありませんし、法人職員として雇用している職員数に

加えまして、債権回収に関して外部委託でありますとか、そういったものを組み合わせまして、法人としての業務を適切に行っております。

先ほど申し上げましたように、この法人、学生に対する事業として極めて重要な奨学金という事業、それから、留学生に対する事業を行っております。留学生については先ほど御説明しましたように、政府として学生を受け入れる、それから送り出す双方について、我が国として大きな目標を掲げて、これから対応していくわけでありましてけれども、そういったことについて、きちんと責任を持った形で対応できるように、事業として文科省からの運営費交付金で実際に事業を行っておりますので、そうしたことも含めて、双方適切なバランスのもとで現在の体制を生かしながら事業を行っていきたいと考えております。

○委員 今の事業に関連してなのですけれども、留学生、日本から行く人、日本に来る人ないしは学生生活支援のところ、その2つの業務に関して、確かに日本学生支援機構さんがやらないとほかも手が挙がらないのだろうなという業務もあるとは思いますが、逆にほかに任せていてもそれなりにできるのではないかという業務もあるように見えて、例えば、外国人留学生の日本語教育の充実であるとか、全国就職指導ガイダンスとかというところを拝見すると、日本語学校ということ自体は、多分それなりに日本にかなりあるのでしょうかし、就職指導も、多くの大学で多分就職課とか学生課とかという名前でやられていたり、ないしは民間企業でリクナビとかということが大分活用されているようにも承知しておりますけれども、今やられている業務の中で、公益性が強いというか、あまりみんなが手を挙げにくい、例えば障害学生支援事業は恐らくその一つで、公益的ではほかの民間に任せていても余りうまく構築できない業務なのだろうなと拝察していますけれども、支援機構さんがやっている業務の中では、民間に任せてもできるのではないかという業務が大分混ざっている印象を受けますので、むしろ公益的などところに集中して頂いたほうがよろしいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○文部科学省 今、2つ御指摘、例示頂きました点も含めて御説明いたします。先般、事務的にも調整している中でも、日本語教育、今、御指摘のもとでは、日本語学校は、今現在、日本語を教える日本語の学校と、それから日本語に加えて教科も教える予備教育の2種類ございます。JASSO のほうは、そのうちの日本語だけではなくて教科も教える予備教育を東京と大阪で2カ所で行っております。確かに、教科についても教える学校について、文科省の指定している学校がありまして、全部で20校程度、全国に存在しております。全部で1,500人程度の学生さんが各学校で学んでいらっしゃいます。他方で、文科省の場合は、国費の留学生を受け入れる留学制度を持っています。これは毎年1万人程度の外国からの学生さんを受け入れています。さらには、今年安倍総理が海外を歴訪されて、例えば、アラブでありますとか、それから最近で言いますとロシア、あるいはアフリカも、もそうですけれども、そういった国に参りまして、我が国として今後ロシアやアフリカ、アラブの国から積極的に留学生を受け入れたいという、これも力強いお言葉を頂いております。これは国と国の関係で約束しています。

そうした国々の留学生を、国費だけではありませんけれども、国費等の留学制度を使って紹介していくということを政府として責任を持ってやっていくということを考えた場合に、政府として責任を持ってそういった海外からの学生さんを教育できる場を持つ、それが今ありません。JASSOにおいて持つということは極めて大事ではないか思っております。もちろんそこだけでは全て収まるわけではありますので、留学生をさらに増やしていこうとするときには、もっと民間の力を借りる必要があります。ただし、国費として責任を持って受け入れる留学生に対して、例えばロシアの場合は、日本で12年間の初等中等教育が必要ですが、12年なかったりします。そういった学生さんに対しても、きちんとした事前教育を適用するというのを、責任を持った形でやっていきたいということが言えますので、今の日本語の教育が必要だと思っています。

それから、就職後の指導についてですけれども、これは特に、御指摘のように、やはり就職は、当然大学が責任を持って、学生さんたちに対してやってきております。それから民間の技術もたくさんございます。ただし、今、大学の集まりの中でも、就職問題懇談会というのが、これは昭和30年代から活動していますけれども、その大学と民間企業をつなぐ橋渡し、もちろん文科省もそういったことに取り組むのですけれども、ただし、きちんとした情報提供等を、これは全国の大学に対してきめ細かく、国と民間との間をつなぐ、あるいは今回は総理のイニシアチブのもとで就職活動の時期を、今の2年生から4年生の8月からにすると特色を出してやっていきますので、そういうことをきちんと大学等に対しても国の政策としても伝えていく、あるいは橋渡しをするという業務が、文科省だけではできないものもございます。そういったものについて、JASSOの力を借りながら、JASSOはこれまで学生ガイダンスでシンポジウムを年に2回開催しておりますけれども、そういったものも1回に縮小する中で、より効果的に目標と一緒にやっていくということのをこれからも継続してぜひやってもらいたいと考えております。

○委員 日本語教育の学校ですが、民間は今20ほどあるのですよね、ですから、これをもっと育てていくということが必要で、今責任を持ってできる場所が必要というお話でしたが、この20ほどある民間のところは頑張って頂いて、もう少し増やすとか、質を高める、そちらのほうに頑張って頂くというのはどうでしょうか。自分で全部やらなければいけないということではないと思うのです。

○文部科学省 もちろん学生支援機構が受け入れることができる学生の数は限りがあります。足しても500名、したがって、当然のことながら、これは学生支援機構の大阪と東京のセンターだけで賄うということはできません。ただし、最低限の国と国との約束のもとで受け入れる学生さんであるとか、今の国費の留学生というのは、先ほど申し上げましたように、今、約1万人程度受け入れています。これに加えまして、私費の留学生についても、特に優秀な学生さんに対しては、就学支援という形で一部支援してございます。したがって、全てが本当に民間だけでできるようところに、もちろん我々としては、今20ほど認定しておりますので、そういったところに頑張って頂くのも当然必要なのですけ

れども、ただ、これから量もふやしていくことを考えた場合、今すぐに学生支援機構のセンターを民間に、廃止をして民間に任せますということは、果たして我々として、国として、30万人の留学生を受け入れるという目標を持っている中で、国はもうこれは民間に全部任せますということで、果たして責任を持った体制としてやっていけるのかということについても十分議論が必要ではないかと考えております。

○事務局 お話を聞いていまして、多分、今の委員の御指摘は、センターを設けて直接給付というのをやらなくても、民間機関に学生に行ってもらう、それを金銭面でサポートするというやり方があるのではないかと御指摘ではないかと思うのです。政策として、国費で受け入れた留学生に対する日本語教育を政策として全部やめてしまえという話ではなくて、その教育の提供の仕方を、センターをつくっての直接給付から間接給付みたいな形に切り替えたらどうだという指摘だと思うので、やめてしまうわけにはいかないのですというのは、政策としてやめてしまうわけにはいかないのですということではなくて、なぜセンターを使っただけの直接給付でなければいけないのか、そちらの御説明をお願いできますか。

ということによろしいですか。

○委員 ただ、直接給付という形で本当にやっているのか、という問題があると思います。今、この機構でやっている日本語学校は、国費留学生だけ受け入れているのですか。

○文部科学省 現在は100%ではありません。一部私費の方もいらっしゃいます。私どもの指導として、今、センターの日本語学校で受け入れている学生さんは、専修学校と高専に行く学生さんに限定しています。もちろん今20ほどある義務教育も行うことのできる日本語学校のうち、2割ですが大学もございます。したがって、今現在、学生支援機構の日本語のセンターで受け入れている学生さん、これについては、基本的には国費留学生ですが、現状は全てが国費留学生というわけではありません。一部私費も入っています。大学生ではなくて、専修学校の専門課程と、それから高等専門学校に進む学生さんを教育しています。

今、御指摘の機関補助から個人給付にということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、例えばアラブについて、これは総理の御指導のもとで、5年間で500人受け入れるという方針も発表しています。言葉として、アラブの方が、日本語の予備教育の受け皿というのは、日本語が決して十分ではない方々についての義務教育を行う機関があって、そうした中で、既存の教材というのは、どうしてもこういったアラブとか、あるいはほかの国も見るのですけれども、少数の人数の方に対する教材というのは、必ずしも十分にそろっていない状況もございます。したがって、そうした教材作成ということについても、このセンターは担っている面もございまして、もちろん将来的に、今後、段階的に2020年が1つのターゲットで、30万人目指して留学生を受け入れるという中では、当然民間にももっと頑張って頂く必要がありますので、それに対して、今は国がほかのJASSO以外の教育学校に対して何らかの支援をしているということはありませんけれど

も、そこには国費あるいは私費で来ている学生さんの中でも、国からの支援を受けている方もいらっしゃると思います。ですから、今後は、そのバランスも含め、適切な形で対応していくことが必要ではないかと思っております。

○委員 国費留学生の中でも、結局はこちらの機構だけではなく、ほかの民間の日本語教育機関に行っているわけですね、ということですね。今、専修学校と。

○文部科学省 はい、行っている方もいらっしゃいます。

○委員 そうすると、今、希少の言語の国についての必要性を言われたのですが、それはあるのかもしれませんが、基本的に保証するためにおっしゃったのですが、それは少し違うのではないかということになります。むしろ民間の日本語学校のほうを質・量ともにどうやって育てていけるかということをお考えになったほうがよいと思いますし、必ずしも機構がやるのがよいのか、例えば財団法人とか、そういうところに移管していくということもあるかもしれませんし、いろいろな選択肢がまだあると思いますので、そこにお金を出すというやり方もありますので、こういう箱ものの学校のようなものを必ずしも御自分で抱えなくてもよいのではないかという意味です。つまりソフトな部分について、何らかの形でお金を入れるということは当然あり得ることだと思うので、そこら辺をお考えになったらよいと思います。

○座長 私もちょっとコメントと言っておかしいのですが、こちら7ページに書かれている「留学生30万人計画」という、これは文部科学省の政策としてはすごくよくわかるのでございますけれども、今まで出た話の中で、これを実施主体として機構がどれだけ役割を持たれるか、また、その規模をどうされるかというお話が、必ずしも全部の項目で説得力があるのかなということではないかと思えます。新規と書かれている中で、例えば、今のは留学生のお話で、それほど大きな話ではないかもしれませんが、逆にスーパーグローバルな大学構想みたいな話を機構が展開、強化をされるというのにどの程度、これは文部科学省の方針だということですか。

○文部科学省 これは文部科学省の施策で示しております、スーパーグローバルは機構とは関係ありません。

○座長 申し訳ございません。そういった意味で、今の留学生の話なども、文部科学省の方針の中で、今、500人という規模は、それより上でもないし下でもないという話ではないですね。今の規模がそうであるというところで、政策的に、本当にもし今言ったような何かが必要であれば、もっと上があるかもしれませんし、そうではなくて民間が主体として関わっていくという部分もおありかもしれないので、その辺のところを、従来少しずつ整理して頂いている部分なのですけれども、基本的な大きなポリシーで、少し基本方針を整理して説明して頂けるようになると、よりわかりやすくなるのかなという気がするのですけれども。

○文部科学省 7ページの図は、文科省及び機構における取り組みということで示させて頂きました。それから「留学生30万人計画」は、文科省の施策だけではなくて、政府全体

で取り組むべき問題でありまして、例えばやはり日本の留学の入口という意味では、海外では今でも各在外公館にも随分協力頂いていますし、あるいは日本に帰ってくる時のビザ、これは法務省ですし、あるいは、それから入ってきた後、それから出て行くときの国内での就労も含め、これは産業界と関係がありますので、連携しています。そうした中で、もちろん、今日本語を教育していくというところについても、これは学生支援機構が明確に行っている、ダイレクトで行っている事案でございますけれども、それらに加えて、一旦、留学生の情報提供については廃止をしておりますけれども、それ以外も、これからやはり日本が文科省を含め、こうした留学生をちゃんと受け入れていくことについて、きちんと取り組むときにナショナルセンター的な位置づけを我々としては機構に担って頂きたいと考えておりまして、そうした中でも、もちろん日本語の学校だけではなくて、例えばそのほかの取り組みについても、我々だけでは十分できないものを機構と一緒にやって取り組んでいきたいと考えております。

○座長 わかりました。全体の政策だということは理解させて頂きましたけれども、ただ、その中での割り振りに関して、今みたいなお話がちょっと整理して頂きたいなということでございます。

○事務局 東京と大阪と2つのセンターで役割の違いはあるのですか。

○文部科学省 あります。

○文部科学省 東京については、基本的には高専の学生で、大阪については専門学校の学生を入れています。

○事務局 大阪だから専門学校ということなのですか。何か場所と関係あるのでしょうか。

○文部科学省 もともとの経緯というのもありました結果、現在そういうような専門になっております。

○座長 よろしいですか。時間が限られておりますので、まだまだお聞きしたいところはあるかもしれませんが、時間になりました。事務局は、補足的にはよろしいですか。

○事務局 フォローアップの関係など、適宜また先生方に御相談したいと思っております。

○委員 そうですね、国際交流会館とか。

○座長 国際交流会館というのは、それはまた追加の質問で教えて頂ければと思います。

それでは、これをもちましてヒアリングを終わりにしたいと思います。文部科学省及び日本学生支援機構の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。必要に応じて追加資料の提出をお願いすることもあり得ると思っておりますので御承知おきください。ありがとうございました。それでは、御退室ください。

(文部科学省、日本学生支援機構 退室)

○座長 次に、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所の4法人からヒアリングを行います。府省・法人の方に入室して頂きますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、

教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所 入室)

○座長 本日はお忙しいところ、文部科学省ほか皆様おいで頂きありがとうございます。

細かいのですが、冒頭 16 分以内で主務省から御説明頂いた後、30 分程度質疑応答を行うことといたします。御説明は、法人シートの様式 6 の 2 ポツの「個別法人の組織のあり方について」に記載された内容を御説明して頂ければと思います。時間も限られておりますので、業務の説明は割愛して頂いて結構でございます。説明事項について重点的に御説明頂き、今、16 分と申しましたが、時間はよろしく願いいたします。

それでは、御説明をお願いいたします。

○文部科学省 それでは、国立青少年教育振興機構につきまして、御説明をさせていただきます。

様式 6 からですけれども、その前に 8 ページだけご覧頂けますでしょうか。規模感として、利用実績につきましては、平成 24 年度の利用者が 513 万人と初めて 500 万人を突破したということと、宿泊施設の稼働率につきましては、全室において 50%を上回っているということだけ、御承知頂ければと思います。

それでは、12 ページをご覧頂ければと思います。近年の閣議決定を踏まえた取り組みでございますけれども、まず 1 番の「効率的・効果的な管理運営についてのこれまでの取り組み」でございます。運営費交付金につきましては、下の矢印で示しておりますように、平成 17 年度に比べまして、その右の括弧書きで 32 億 3,300 万円の減、20.6%の削減となっております。職員数につきましても、その右の真ん中の括弧書きにございますように、△121 名、19.1%の削減を行っています。さらに、自己収入の増収にも努めているところでございます。

それから大きな 2 番の「国立青少年教育施設のあり方に関する検討会」、これは文部科学省内におきまして、平成 23 年 2 月に報告書を取りまとめたところでございます。その柱につきましては、ここに記載させて頂いておりますように、①ナショナル機能の強化、②効果的・効率的な施設配置、③「新しい公共」型の管理運営、こういった事柄につきまして、検討を進めるように提言がなされたわけでございます。

これを受けまして、国立青少年教育振興機構内で、研究・調査を行ったのが 3 番の「調査研究協力者会議」でございます。平成 24 年 3 月にまず報告書がとりまとめられているところでございます。このページに下にございます①、②がその大きな柱でございます。まず最初、「新しい公共」型の管理運営に向けた試行的実施をするということで、これを受けまして、平成 23 年 9 月から赤城と淡路の 2 施設、それから今年の 1 月から新たに 5 施設で試行を行っているところでございます。具体的に地元の青少年団体ですとか、自治体、NPO 法人などが参画します運営協議会を設置しまして、地域と一体となった特色のある取り組みを実施しているところでございます。②の効果的・効率的な教育施設の配置及び運営につきましては、閑散期に施設を閉じるという季節開設の導入を念頭に置きまして、そ

の前提として質の高い非常勤職員を確保しよう。それから、将来的な地域教育性の導入も念頭としました広域主幹、エリアマネージャーの配置を試行しているところでございます。

13 ページでございますけれども、今年度の調査研究、「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」につきましては、シンクタンクをお願いをいたしまして、(1) (2) (3) にございますように、(1) ナショナルセンター機能のあり方に関する調査、(2) 国立青少年教育施設の現状の分析、コスト分析あるいは維持管理、回収のあり方も現状について調査すると。そして(3)と致しまして、国立青少年施設の運用形態の調査、この3つを柱と致しまして、ヒアリング調査、コスト分析、施設の維持管理・改修利用料金のあり方、あるいはPFI等民間資金の活用策などの検討を行っているところでございます。

今後とも、国立青少年教育施設のナショナルセンターとして機能をさらに強化いたしますとともに、効果的、効率的な管理を目指していきたく思っております。

以上でございます。

○文部科学省 続きまして、女性教育会館ですが、7ページの様式6ですけれども、この様式6の内容をもとに補足説明資料、横長のものを作成いたしましたので、そちらで御説明申し上げたいと思います。

1 ページをご覧頂きたいと思います。国立女性教育会館は、全国の女性団体等から女性の学習を支援するための宿泊学習や、情報の交流もできるような施設の設置に関する強い要望を受けまして、昭和52年に、当初は「国立婦人教育会館」という名称で設置されたものでございます。1 ページにございますように、研修事業、それから調査研究、情報の収集や提供、そしてこれは我が国の唯一のナショナルセンターということは、「男女共同参画基本計画」にも明記がございますけれども、そのナショナルセンターとして海外とのネットワークの構築や国際貢献、そして、このような事業を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた学習活動のネットワークの中核として機能をしているものでございます。

続きまして、2 ページをご覧頂きたいと思います。今後の女性教育会館の方向を示したものでございまして、閣議決定を受けた昨年度の有識者の検討も踏まえたものでございますが、まず男女共同参画社会の実現の加速に向けて、これまで主な対象が成人の女性でございましたけれども、そこからウイングを広げて、男性、子ども、若者、高齢者など、あらゆる世代に対する学習を支援する方向を目指したいということでございます。

2 番目は、これを踏まえまして、女性団体や女性関連施設の研修に加えまして、企業の管理職や、大学の教職員も対象にした事業も実施強化をしたい。

それから3 番目としまして、これまでの宿泊施設を活用した研修にあわせまして、各機関・団体での自主研修をサポートするアウトリーチ活動のための講師派遣やプログラム提供を充実をしたい。

4 番目ですが、我が国の唯一のナショナルセンターとして、アジアを中心とした国際的な連携を強化する。

そして、5番目、最後ですが、施設の有効活用とサービス向上のために、運営の効率化としての試みとしまして、運営権を設定したPFIを平成27年度から導入を目指したいと考えております。

3ページをご覧頂きたいと思います。ただいま申し上げましたようなネットワークを実施したものでございますけれども、大学などの高等教育機関、企業、女性団体、女性関連施設、そして海外や国際機関とのネットワークがございます。このネットワークを活用しまして、先ほど申し上げましたような事業の充実に努めていきたいという方向を目指しているところでございます。

最後に、4ページをご覧頂きたいと思います。これは現政権で、日本再興戦略、あるいは総理の施政方針にもありますように、女性の活躍は成長戦略の中核と位置づけられています。これを踏まえまして、国立女性会館としましては、社会のあらゆる分野で女性が参画していくための学習機会の充実を図るための役割を一層果たしていきたいという方向を目指しているところでございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

○文部科学省 教員研修センターについて御説明を申し上げます。

教員の資質向上を図る観点で、国と地方がそれぞれの役割で研修を従来から実施しております。国のほうでは、教育施策上、支援に必要な研修を厳選して実施している。また、各自治体については、教員研修センターで受講してきたものがその研修センターを全国に広めていくと、こういう役割分担をしております。

教員研修センターの様式6でございますが、このセンターは、全国の公教育を担う中核的、指導的な人材育成のための研修を実施しているということでございますので、まずこの研修が廃止された場合に、極めて継続的、安定的な指導者研修の場が失われまして、教育水準の維持・向上、機会均等の保証ができないということで、廃止は望ましくないということでございます。

それから、当法人についても、他の独法とは設置趣旨が違うということで、参加者も対象も違うので、引き続き独法として継続することをお願いできればということでございます。

○事務局 様式6もそうでございますけれども、様式5の国戻しに昨年の閣議決定でなっておりますので、それについての考え方、こここのところを御説明頂ければと思います。

○文部科学省 御指摘の様式5では、国に移管するということが一旦方針として出されております。もともとこの法人の業務が国の業務を切り出して独法にしているということでございますので、確かにここに書かれてあるような国移管ということはあり得ると思います。しかしながら、独法制度のメリットを生かしながら、現在は事業を実施しているということでございますので、私どもとしては、現時点においては、国に移管するという点については考えていないという状況でございます。

それから補足説明資料をご覧頂きたいのですが、3ページをお開きください。ここに掲げてありますとおり、第1期当初の平成13年度と比較しまして、予算的には半額以下になっております。研修についても半分以下になっているということ、それから人員の削減も行ってきているということで、効率化を絶えず行ってきておりまして、特に、管理業務などについての民間委託なども不断の見直しを行って実施しているということでございます。

それから4ページでございますが、今後はさらにナショナルセンターとしての役割を果たすということで、特に研修機能を強化するとともに、研修だけではなくて教員の養成と採用、それから研修と、こういったところの融合に向けた取り組みをぜひとも進めていきたいと考えております。

以上が、教員研修センターでございます。

続きまして、国立特別支援教育総合研究所について、御説明を申し上げます。

これにつきましては、補足説明資料をお配り申し上げておりますが、その1ページをお開き頂ければと思います。この特総研につきましても、平成13年の発足のときから予算が約半額強ということ、それから職員数もかなり減らしているということで効率化を絶えず実施してきているという状況でございます。特に、少子化で児童、生徒数が全体として減少している中で、その一方で、特別支援教育の対象者は逆に年々増加しているという状況でございます。この法人の果たす役割は極めて大きくなっている。とりわけ、理事長が特別支援教育の専門家であるということでありまして、そのリーダーシップのもとで機動的な業務運営を行っております。

また、ここは研究活動がメインでございまして、その研究の成果を生かした研修事業、教育相談支援事業、こういったものをそれぞれ有機的に関連させて、一体的に実施しているということでございます。さらに、障害者権利条約の批准に向けまして、とりわけ特別支援教育の政策ニーズが高まっているという中で、我が国唯一のナショナルセンターとして果たす役割は増大しているということでございます。

3ページをご覧頂くと、今申し上げました、障害者権利条約への対応でございますが、一番上のインクルーシブ教育システム構築支援データベースに関する研究など、今後ますます取り組むべき課題は多いということでございます。

最後に、様式6に移りますが、ここでは従来からこの法人については成果、目標達成法人とするという御指摘を頂きまして、我が国の特別支援教育が目指すナショナルセンターとして、本研究所の研究活動は非常に重要な業務でございますので、今後とも研究課題の精選・重点化などに取り組みながら効率化を図っていきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせて頂きたいと思っております。委員の皆様から御質問等よろしく願います。

○委員 今回の見直しの中で、組織の見直しと業務の見直しとあるかと思うのですが、これまでもいろいろな議論がある中で、文科省所管の研修4法人ということで、似た面と違う面とあると、そういうことは承ったのですけれども、例えば、国立女性教育会館については、先ほど単なる研修というよりはむしろ男女共同参画について、よりもっと広がった話で、女性だけではなくて男性も教育するのだみたいな、そういう御議論があったところですが、あるならば、例えば文科省の専管というよりは、内閣府と共管とするというお考えはいかがなものでしょうか。

○文部科学省 そうですね。これまでも内閣府主催の事業も受け入れたりしておりますし、また業務遂行上連携をもちろん図ってきておりますので、共管という場合に、いろいろな形があるかもわかりませんし、あるいは現在、内閣府が専管で所管しておられる独法というのはそうないのかもわかりませんし、どういう形があるかということの検討が必要かもわかりませんが、今後、男女共同参画で、ウイングを広げていく上では内閣府との共管というのは、意義があるのではないかと思いますので、それは検討させて頂きたいと思えます。

○委員 この4法人は、いずれも研修というか、宿泊施設をお持ちになっているという意味での共通性を持っていらっしゃるって、もちろんそれぞれ目的が違うということで、それぞれ特徴を有しながらやっていたというのはよく理解しておりますが、他方で国立青少年教育支援機構は大きいのですが、ほかの3法人は非常に小規模な法人であるということで、今まで法人の統合というのが何度も議論されてきたということは、一番よく御存じだと思います。

まず一つ大きな問題は、研修、宿泊施設の稼働率ということだろうと思うのですが、先ほど青少年教育支援機構がいずれも50%超えたというようなお話でしたが、ただ、50%を超えたと、それもその程度のことなのですね。国立女性教育会館はもっと低い、平均すると40%ぐらいですね。

○文部科学省 40%を切るぐらい。

○委員 教員研修センターが52%、国立特別支援教育総合研究所が58%という稼働率なので、それぞれが宿泊施設をお持ちでやっている中で、結局、それぞれが4割から6割ということで、残りは遊休化しているということになるわけですね。そうすると、素直な見方をすると、資産の有効活用という観点から、それぞれがそうやって宿泊施設をお持ちになり、それぞれの目的で使っていると稼働率がこうなるという結果なので、それは国民的に見ると、これは無駄なのではないかと。統合して、一緒に使ったら全体的な稼働率は上がってくるのではないかとというのが素直な見方だと思うのです。

それから、今申しましたように、3法人は非常に小規模法人であるということで、それぞれが効率的に業務改善していくという中で限界があるのではないかとということになります。いつも出てくる議論になりますが、宿泊研修施設を持っていて、稼働率がみんなそういう状況だということを見ると、それぞれの目的はもちろん違いますが、教育にかかわ

り、研修だというところは共通しているので、当然、法人としての統合論というのを考えざるを得ないわけですが、改めて、所管省として、この4法人の統合についてどのようにお考えになるか。あるいは、先ほど委員からございましたように、女性教育会館は内閣府との共管ということに別出しをして、残りの3法人を統合するということもあり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○文部科学省 まず青少年教育振興機構のほうからでございますけれども、総論としては、これまでも何回もお答えしているかもしれませんが、目的なり、意義なり、利用者、それから使命が異なるというのがございますが、施設の利用状況ということで見ますと、青少年機構の場合は、オリンピック青少年センターと、それから各地域27施設ございます。それぞれが、利用率が実は違いまして、オリンピック記念青少年総合センターですと、大体年間の利用数が7万人ぐらいで、年間通じて大体高い率を示しておりますが、特に夏場は8割～9割と。逆に、青少年自然の家ですとか、そういう地方施設ですと、平均でならずと5割強なのですけれども、例えば若狭湾青少年自然の家ですと、机の上のある資料ですと、夏場は97%とすごい利用率ですけれども、海があるから利用率が高いのですが、冬、1月とかは4%です。どうしても季節的なものですから、しょうがないところはあります。

ほかの3法人の施設は大体関東圏にありますので、そうすると利用の対象は全国的に見ると8月にダブるケースがあるのですけれども、オリンピック青少年センターの場合は、ほとんど集団宿泊用の部屋ですと、4人1部屋とか、10人1部屋とか、20人ユニットでトイレが1個だけとか、そういうのが多いのです。他方で、ほかの施設だと、結構個人用の施設もありますので、かつ8月に集中しますから、部屋が足りなくなるということで、現実的な統合には、それなりに難しい問題もあるのではないかという感じはいたしております。

○文部科学省 女性教育会館につきましては、稼働率が低いというのは、これは大きな課題だと思っております。先ほど申し上げました女性教育から男女共同参画という方向によりウイングを広げていって、そうしますとユーザーも広がりますので、そちらの面と、もう一つは平成27年度から考えますPFIの活動によりまして、稼働率の向上については取り組んでいきたいと考えております。なお、組織の統合につきましては、ただいまの青少年機構と同じような理由と、ミッションが違う、それからユーザー、ネットワークが違うということと同時に、統合した場合にこのミッションが不明確になって、特に女性の社会の参加をもっと進めようという今の内閣の方針からして、ミッションが不明確になって、国内も、あるいは海外の関係者にとっても大変失望を招くことにつながるのではないか、仮に組織を統合した場合には、そういうことが考えられると思っております。

○文部科学省 まず特別支援総合研究所についてでございますが、これは主たる目的が研究ということでございまして、宿泊研修施設については確かに持っていますが、メインの業務ではないという観点で、統合はいかがなものかと考えております。

また特別支援教育総合研究所と、それから教員研修センターの共通する課題としましては、学校教育に関係する関係者への研修ということをやっております、専門性が高く、ほかの青少年機構や女性教育会館とは対象が違うということで、統合はいかななものかと考えております。

○委員 いろいろあると思うのですが、先ほどの教育研修センターと国立特別支援教育総合研究所ですが、特別支援のほうはむしろ研究が主で、しかし研修施設を持っているという状況なのですね。やはり研修するのは教員ですか。

○文部科学省 はい。

○委員 そうであると、教員研修センターはどちらかというと研修ですね。それを統合するとちょうどよくなりませんか。というのは、研修施設は教員のほうで使えるわけだから、特別支援のほうは必ずしもメインではないですね。いずれも小規模法人なものですから、そこは、統合してもそれほど不都合はないのではないかと。もちろんレベルの違う教員だということはよく承知しておりますけれども、何か非常に困るということはありませんか。

○文部科学省 もともと平成13年度に独法化するに当たって、当時の議論として各省庁1つの国立政策研究所については国立で残す、それ以外については、独法化せよと、そういう考えのもとに対応がされたということでございまして、旧文部省で言えば、現在国立政策研究所が国立で残っています。また、旧科学技術庁については、科学技術政策研究所が残っています。この特別支援教育総合研究所については、本来、国立でやるべきだという議論も当時あったのですが、残念ながらそれぞれ1つの研究所しか国立で残せないということで独法化したという経緯がございまして、本来的に申し上げれば、国立で残すという議論があった中で独法化しているということでございます。そういう意味で、教員研修センターとは、経緯、性格が違うということでございます。また、そもそも研究がメインの独法であって、その研究をベースに研修事業を実施しているということですので、教員研修センターが実施する研修事業とは性格が異なるので、一体的な統合というのは非常に難しいと考えています。

○委員 性格が異なるのはよくわかりますが、ただ、特別支援の研究はとても大事だと私も思いまして、それは国がやってもよいけれども、少なくとも独法でやるということですね。ただ、教員研修センターのほうも、どこまで本当に集めてやる研修体制がよいのかという問題もあると思うのですが、ミッションの違う研修が並んでも、何かそんなに不都合があるかどうかということで、特別支援用の研修をしているところに、脇で教員研修をしてそんなに困ることはありますか。

要するに、同じ教員なので、特別支援用の教育は、そんなに排他的にする必要性もないと思いますし、むしろ少しよくわかってもらったほうがよいという話だと思っておりますので、これが普通の生徒が入ってきて、それが全部混合するということになったら多少問題だという話になるのかもしれませんが、相手は教員ですね。なかなか不都合ということが理解しにくいです。

○文部科学省 特別支援総合研究所で行う研究成果をベースにして、例えば教育研修センターで行う研修事業に活用する、それは可能だとは思いますが、両法人で事業の連携という形での対応はできるかもしれませんが、そもそも場所が全然離れているということもありまして、一体的にやるのは難しいということと、もう一つ、特総研につきましては、すぐ隣に久里浜の特別支援学校がございます。そこでのいろいろな実践的な研修などもございまして、ある意味、久里浜地区でかなりの授業が完結しているという特殊性がございますので、他法人と一気に統合して、研修事業を展開するのは難しいかなと考えています。

○委員 ちょっとよろしいですか。

我々のイメージとしては、特別支援総合研究所が今やっている業務を縮小しようという発想ではなくて、ないしは教員研修センターさんがやっている業務を縮小しようという発想ではなくて、統合によって業務は一法人の中に2つの業務があると。その業務は従前どおりやって頂いて全然構わないのですけれども、それによって、例えば役職員の方が、もしかしたら、理事の数とか減らせるかもしれない。減らないかもしれませんが。それから、経理とかのいわゆる間接部門の人が減らせるかもしれない。減らないかもしれないけれども、場所が離れているから、結局両方必要だということになるかもしれませんが、2つの機能を1つの法人にくくることによって、お互いの事業ができなくなるという発想というのが、正直理解できないのです。例えば、法人の名前を「国立特別支援教育・研修総合研究所」にして、研究部門と研修部門に分けて、研究部門で、今、教育総合研究所がやられていることをそのままやって、看板にも「教育総合研究所」と書いて、地域と一緒に完結しているとおっしゃっていることもやって頂くということを仮にした場合に、できるできないの議論でいうと、できるのではないですか。

○文部科学省 まず、特別支援教育の分野において、こういう形で研究所、研修とかも含めた一体的に行う研究所が存在するということが、国際的にも、ナショナルセンターとしての位置づけが極めて大きいということで、一体的な組織として運営していくのは非常に大事なのかなということが1つございます。

それから、今の御指摘の点につきましては、確かに政策論としては、研修部分と研究部分を分けて、研修部分については一体的にということは政策論としてはあり得ると思えますけれども、私どもとしては、やはり特別支援教育という観点で研究成果を研修活動にも生かすということが1つの組織で行われることによる効率的、効果的な運営ということ重視したいという観点で、政策論としてはそういう考え方ではないということを御説明申し上げたいと思います。

○委員 それは一体的にできることを前提にしての話だと思うのです。別に今の業務をやりにくくせよと言っているわけではなくて、同じように研究を生かしてそのまま研修に行って、今の地域で、それはよろしいのです。しかも特別支援という形の冠もそのままいいと思うのです。教員研修センターは、そんなに教員研修だという冠を、特に掲げる必要もないと思いますので、そこは特別支援のほうの教育総合、名前はそこに「教員」と入っ

でも入らなくてもよろしいのですが、教員の研修もそこで一緒にやるという形で、何も特別支援のほうに不都合が生ずるということではないし、もっと言えば、教員研修はどこでやらなければいけないということはないのではないかと思います。今はつくばにあるのですか。

○文部科学省 つくばです。

○委員 そもそもこれも宿泊型でそれほど稼働率も大きくないのですから、皆さん、校長先生とか、教員とかを呼んできてやるというのがどこまでずっと続けるべきかというのも、問題だと思うのです。いまは必要な教員の研修について、きちんとネットとか、この頃オンラインとか、ウェブとかいろいろあると思いますが、そういうものも含めてこれからもやっていくという話になるので、どこかに集めるとしてもどこでもよいという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○文部科学省 確かに、教員研修の場所はどこでやってもいいわけなのですけれども、現時点においては、つくばに研修施設があるので、それを有効活用したいと考えている次第でございます。

それから、教員研修センターで行っている研修というのは、特に国の教育政策に連動する極めて重要な喫緊の課題、いじめ問題とか、これからは恐らく道德教育の問題も出てくると思いますが、そういう分野での研修というのは、例えば文部科学省の職員が講師で行くとか、そういう形で全国津々浦々の教員を全部呼ぶわけにもいきませんので、非常に優秀な教員の方々につくばに集まって頂いて、そこで研修をして、その成果を全国にあまねく普及して頂く、こういう形で国の施策について展開していくことを考えていますので、大きな塊として現時点において教員研修センターで事業を実施しているということございまして、その中に、例えば特総研でやる研究の成果を生かした研修が一部入り込んでもいいとは思いますが、片や特総研については、久里浜地区で研究活動を生かした研修というのをやっているわけですから、すぐに一緒にやれというのは、私どもとしてはなかなか難しいと考えざるを得ないということでございます。

○座長 この話、別に事業自身を何か、もちろんであればシナジーが上がるほうがいいのかもかもしれませんが、事業はそのまま行くと。事業ユニットは仮に全くそのまま行うことにして、それが組織ユニットとして、組織の法人格として分かれていないと弊害が起こることが何かおありになるのかと考えて頂いてもいいのではないかと思います。1つの組織の中で明確な事業ユニットがそのままおありになると、だけれども、法人格が別でないと、組織は別でも事業ユニットで結構なのですが、法人格を持たないと致命的に、事業を遂行するのに弊害が起こることは何かあるのですかという問いかけです。

○委員 どちらかという、特総研の法人格のほうに教員研修センターを付けてしまうと何か悪いのかという話です。

○座長 法人格だけです。

○委員 要するに、特総研が一つのナショナルセンターとして、国にこういうのがなければいけないというのは、多分そういう発想でやられていると思うので、ただ、教員研修センターの機能をそこに付けて何が悪いのかという話です。

○文部科学省 これはイメージの問題なのですが、一緒になって、ではどちらの専門家が理事長になるのかとか、教員養成、教員研修の専門家が理事長をやるのか、特別支援教育の専門家が理事長をやるのかという問題がすぐ直結するわけですし、もし教員養成のほうの理事長が要ということになれば、すぐにそれは特別支援教育の経験者ということになると思いますので、そこは。

○事務局 特別支援のほうはトップでいいのではないですか。

○文部科学省 特別支援教育をトップにするということであっても、ではその方が全国津々浦々の教員の資質向上という観点の、特に行政との連携とか、教員養成との連携とかも含めて、専門性を発揮し得るかという、そこはかなり疑問なことだと思います。

○座長 ただ組織マネジメントという、全ての民間組織で事業部門が2つあったり、2つのものをつくっている会社は山ほどあるわけですね。社長がどちらの事業部門から出るか心配だからというお話は、普通、世の中にわかりやすい説明にはならないです。できれば、それでさらなる組織としてパフォーマンスが上がればいい。ただ、ここは今、パフォーマンスが上がるという話はちょっと置いておいて、とりあえず弊害があるというのですけれども、出身母体が違うからそれが弊害だというのは、なかなか聞きづらい話かなと。

それで、特に小規模組織の場合、別にこんなミクロなことはあれなのですが、実際に青少年機構を除いて3つだと、例えば人員は130人ぐらいのところ50人ぐらいがおおよそ管理部と書かれたメンバーなのですね。何かこのリソースはもう少し事業に回せるのではないという発想が、そもそも小規模法人では、我々はどうしても共通に思ってしまうところがあって、別に人員を削減するという話ばかりではなくて、管理業務をもう少し何らかの形でお互い助け合えば、ただでさえ少ないリソースを、事業そのものを直接事業にお回しになれるのではないですかということまで考えて語っているところもあります。

事業統合というと、なかなか障壁があるのかどうかということもありますけれども、せめて間接部門を共同で行うことによって、何らかの工夫ができないかみたいなことについては、少し積極的にお考え頂けないだろうか。あわせて、全然効果が上がらないという話だけではなくて、せめてそれはそちらでも取り組んで頂ければなという部分なのですから、共同実施のような形というのは、よもや130人ぐらいの組織で、財務、会計、総務が50人くらいいるというのは、それだけでちょっと不自然に近い感じもいたしますので、せめてその部分だけでも何かお考え頂ければありがたいという気がするのですけれども。

○文部科学省 女性教育会館につきまして、内閣府と共管するかどうかというのがありますが、組織統合となりますと、先ほど申し上げましたけれども、埋もれてしまうと、関係者の心配というのは、やはりシンボリック的存在ですので、その辺も考えないといけないということがあります。

今、おっしゃいました組織統合と別ということでおっしゃったのかなと思いますけれども、間接部門について共同処理するというについては、いろいろな面で可能性はあると思いますので、女性教育会館に関しましては検討させて頂きたいと思います。

○文部科学省 青少年教育振興機構も、こちらは規模でいうと受け手になりますから、業務が増えてしまうということになりますけれども、ただ、全体のことを言えば、既に地方27施設と共同でいろいろ実施したりというのもありますので、できる部分もあるかもしれないので、それは検討はやぶさかではないと思います。ただ、多分このお配りした資料でも、例えば物の購入、あるいは委託などは、現場にしか企業がないというのもありますし、それから逆にエリアでまとまったほうが効率がいい、例えば教育センターですとつくば地区ですから、そちらのほうがいいという、物の内容によってはいろいろあるかとは思いますが、全体として、検討していく余地はあると思います。

○委員 国立青少年教育振興機構は、この中では大きい規模になるのですが、稼働率が低い、季節でどうしてもそういうところがあるとおっしゃっていましたが、季節で閉めてしまうとか、そういうことも効率化ということであれば考えられると思うのですが、地方の施設などは、やはり自治体も結構こういうのは持っていますね。ですから、国がどこまでずっと持ち続けるのかという観点から、民間や自治体への移管ということ、これはよく言われる話だと思うのですが、ぜひ考えていただきたい、それから、今、広域的な取り組みとおっしゃったのですが、地域的な観点からの集約化とか、あるいは、ある施設については廃止するとか、これは業務のほうの効率化の取り組みということになると思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○文部科学省 これについては、いろいろ指摘を頂いておりますので、いろいろな検討をしております。ただ、公立施設は、この10年間で、昔は700以上あったのが今は400だったり、かなり少なくなって、財政的にも悪いので、センター的な役割を持つ施設をぜひ残して欲しいという陳情はすごく受けているのです。その中で、やはり27施設はあるのですが、全体の国の施策を持って、各地域の指導者を養成するですとか、それなりのセンター支援の役割は地方でも果たしていますので、ある程度は必要だとは思っておりますけれども、ただ、今まで指摘されたように5割を切ったらもう民間に委託とか、廃止とかも考えなさいという話もございますので、過去に受け取りますかどうかというアンケートをとっても、どこも引き取り手がなかったという事実はあるのですけれども、ただ、そもそも活性化していればそういうところも出てくるかもしれないというところで、いろいろな方法を講じまして、公募型で所長を民間登用したり、それからいろいろな対象の拡大を図ったり、つまり今までは小中高校生、大学生が相手ですけれども、幼稚園児とか保護者相手に利用してくださいと言ったり、あるいはここに泊まって学校に通うとか、いろいろなパターンを広げて利用率を上げたりしておりますし、それから本当に稼働率が低かったら廃止するのですよということを言ったおかげで、地方も必死になって、一緒になって努力しようと言ってくれているところもございます。

さらにここにございましたように、公共の、自治体なり、NPO が一緒になって運営しましょうと、新しい公共型の運営を考えたり、さらに今年度からシンクタンクに委託しまして、もう少し具体的な、PFI も含めて収入をどれぐらい上げれば採算が成り立つのか、その場合に PFI は可能なかどうなのか、それから将来の回収までを含めて、どの辺が採算も見ているのか、もう少し現実的に調べまして、それで自治体にさらに、あるいは民間機関にさらに引き取ってもらえないかというところも含めてやろうということも進めております。

それから、先ほど言いました 4% しか、ほとんど利用がないときは閉じるということを行いますためにも、優秀な非常勤職員を雇うですとか、そのためのいろいろな検討も進めて、ちょっと試行をやってみようということをやっているところでございます。また、その成果を踏まえて、さらに進めていきたいと思っているところでございます。

○座長 ありがとうございます。

事務局、補足的に何かございませんでしょうか。

○事務局 今のお話の関連でございますけれども、いろいろな新しい取り組みを青少年教育支援機構でやっておられるということでありますが、その中に地域的な取り組み、広域的な取り組みもしておられる。その中で、委員の御質問にあつて、直接お答えがなかったかもしれませんが、広域的な中での施設の有効活用、統廃合、こういったことが将来的にきちんと考えられないだろうか。

○文部科学省 これにつきましては、大学でもそういうブロック化しているところがありますけれども、ブロック化も視野に入れまして、広域エリアマネージャー、広域主幹というのもおきまして、将来ブロック化の可能性も入れて、今のところ、九州・沖縄ブロック、それから中部・北陸ブロックで、全体を統括して、活性化に向けて助言したり、具体的な利用の拡大を図るようなエリアマネージャーを置きまして、どういう効果があるかを実験しているところでございます。

○座長 ありがとうございます。

○事務局 すみません。国立女性教育会館の宿泊率の低さなのですが、ピークでも 50 いくかいかないかというところ、2 ページの資料に、施設の有効活用とサービス水準の向上を図るため PFI の導入を検討と。平成 25 年度は PFI 実施方針を策定しということなのですが、PFI を入れると宿泊の利用率は上がることになるのですか。

○文部科学省 これは民間企業に参入してもらうわけですから、民間企業は稼働率を上げて、それなりの収入といいますか、なければ参入してこないと思いますので、PFI に参入してくる企業があつて、PFI を開始するならば、稼働率もおのずから上がってくると考えております。

○事務局 この低い稼働率というのはずっと続いている、平成 20 年度から 24 年度まで 5 年度連続で 50% 下回っていて、ピークでも 50% いくかいかないかという状況が続いている

と、むしろ宿泊棟を幾つか閉めてしまうほうが早いのではないかという感じがするのですけれども。

○文部科学省 これは実は、平成20年度から22年度にかけて少しずつ上がってきまして、平成22年度は50%程度いきそうだったところ、3月11日の大震災があってキャンセルなど相次いで、それで23年度大きく下がって、平成24年度また若干回復してきたというような経緯があります。ですから、今後、緩やかかもわかりませんが、回復していくと思っております。ただ、50%切っているというところがそもそも低いのではないかということについては、先ほど申し上げましたように大きな問題だと思っておりますので、それはPFIと同時にウイングを広げる、男女共同参画という方向を広げていくということで、ユーザーの広がりも出てくるだろうと思っております。そういう方向性も見ながら、PFIには参画するかどうかということもまた考えてくれるのではないかと思っております。

○事務局 夢は大きくはよろしいのですけれども、やはり期限を切った対応というのも必要なので、そこもお考え頂けるとよろしいのではないかと思います。

○座長 それではお忙しいところ、文部科学省ほか皆様、本当に今日はありがとうございました。なお、ヒアリングの結果、今後また追加的に資料をお願いすることもあるかもしれません。その節にはよろしく御対応のほどお願いいたします。

(文部科学省、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、
教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所 退室)

○座長 以上で、本日のヒアリングは全て終了いたしました。

本日のヒアリングを踏まえ、各法人の主要論点における本ワーキングとしての現時点の意見を集約いたします。

まず、大学入試センターに関しましては、現行行われている大学入試の改革の議論を踏まえつつ、公費の負担もないということもあり、将来の課題として組織の民営化の可能性を引き続き検討していく。

2番目としまして、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センターに関しましては、従来議論のあったように、この両法人については統合する方向で検討を進めていく。

3番目の学生支援機構に関しましては、組織としては単独で存続させます。事業に関しては、関連事業に関して、留学生に対する日本語教育と、実施の主体となっていくことに特段の理由のあることに限定して業務を行っていく。その合理的理由がない場合には、でき得る限り他法人への移管等を検討してほしい。

それから4番目、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所に関しては、それぞれそれほど規模が大きいという点もあり、法人の統合、特に特別支援教育総合研究所に教員研修センターを併設することに関して、重点的に検討するとともに、間接業務等の共同実施の具体化に向けて検討を行う。

また、国立女性教育会館については、内閣府、男女共同参画局との共管について検討を行う。

国立青少年教育振興機構については、地域、自治体、民間への移行、移管とともに、エリア集約について十分に検討をし、廃止等も含み検討をして頂くということです。

ただいまの集約でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○座長 それでは、本日の会合はこれをもって終了といたします。皆様、長時間にわたりありがとうございました。

以上でございます。